



宮 崎 県 公 報

令和6年6月27日(木曜日) 第521号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 64,800 円

目 次

告 示	頁
○知事管理量に係るくろまぐろの採捕の停止…… (漁業管理課) 1	
○道路の区域の変更 (2件) …………… (道路保全課) 1	
○道路の供用の開始…………… (“) 2	

○港湾施設の概要の公示…………… (港湾課) 2	
公 告	
○建設業法に基づく建設業者の許可の取消し…………… (管理課) 2	
○落札者等の公告…………… 3	
公安委員会公告	
○警備員等の検定の実施について…………… 3	

告 示

宮崎県告示第 346号

漁業法 (昭和24年法律第 267号。以下「法」という。) 第14条に基づく宮崎県資源管理方針別紙 1-4 の第2の1に定める宮崎県くろまぐろ (大型魚) 漁船漁業 (4月から12月まで) による漁獲量の総量が、当該知事管理区分における知事管理漁獲可能量 (法第16条第1項に規定する知事管理漁獲可能量をいう。) を超えるおそれが著しく大きく、法第33条第2項第1号に該当すると認める。

令和6年6月27日

宮崎県知事 河野俊嗣

宮崎県告示第 347号

道路法 (昭和27年法律第 180号) 第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、令和6年6月27日から同年7月11日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和6年6月27日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
6	県道	日之影 宇目線	西臼杵郡日之影町大字七折字橋場7149番4地先から同郡同町同大字同字7151番16地先まで	旧	4.0~ 30.4	390.0
				新	18.5~ 36.1	390.0

宮崎県告示第 348号

道路法 (昭和27年法律第 180号) 第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、令和6年6月27日から同年7月11日まで宮崎

県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和6年6月27日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
17	県道	南保宮 崎線	東諸県郡綾町大字入野字前田2874番2地先から同郡国富町大字向高字川久保704番2地先まで	旧	13.2~ 15.0	16.5
				新	8.1~ 12.9	16.5
			東諸県郡国富町大字向高字川久保747番1地先から同郡同町同大字中水流385番1地先まで	旧	12.6~ 16.9	134.8
				新	13.5~ 17.4	134.8
				東諸県郡国富町大字向高字中水流389番1地先から同郡同町大字森永字中水流1038番1地先まで	旧	18.7~ 22.6
				新	19.9~ 28.2	36.5

宮崎県告示第 349号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、令和6年6月27日から同年7月11日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和6年6月27日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日
355	県道	旭村木脇線	東諸県郡国富町大字三名字東長原1816番5地先から同郡同町同大字同字1823番5地先まで	令和6年6月27日

宮崎県告示第 350号

港湾法（昭和25年法律第 218号）第34条において準用する同法第

12条第5項の規定により、新たに完成した宮崎県が管理する港湾施設の概要を次のとおり公示する。

なお、関係図面は、宮崎県県土整備部港湾課及び宮崎県北部港湾事務所において一般の縦覧に供する。

令和6年6月27日

宮崎県知事 河野俊嗣

港 名	港 湾 施 設				
	区分	種類	位置（図面対象番号）	数 量	能 力
細島港（工業港地区）	港湾管理施設	港湾管理事務所	日向市竹島町3番2（N-5-21）	総床面積14.40平方メートル	鉄骨造

公 告

建設業法（昭和24年法律第 100号）第29条第1項の規定により、建設業者許可を次のとおり取り消した。

令和6年6月27日

宮崎県知事 河野俊嗣

処分を受けた建設業者				処分の内容		処分の原因となった事実	処分をした年月日
許可番号	商号又は名称	代表者の氏名	主たる営業所の所在地	許可の区分	取り消した業種		
宮崎県知事許可(特-3)第2199号	(株)黒木工務店	川崎 裕貴	宮崎県宮崎市清武町加納乙 546-5	特定	建築工事業、大工工事業、左官工事業、とび・土工工事業、石工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鋼構造物工事業、鉄筋工事業、板金工事業、ガラス工事業、塗装工事業、防水工事業、内装仕上工事業、熱絶縁工事業、建具工事業、解体工事業	令和6年5月7日付けで廃業した旨の届け	令和6年5月7日（全廃業）
宮崎県知事許可(般-3)第11522号	サンクールシステム(株)	宮永 晃太郎	宮崎県東諸県郡国富町大字嵐田 828	一般	電気工事業、機械器具設置工事業	令和6年5月20日付けで廃業した旨の届け	令和6年5月20日（全廃業）
宮崎県知事許可(般-2)第14025号	(有)蚊口工務店	蚊口 正治	宮崎県東諸県郡綾町大字南俣 793-1	一般	建築工事業、大工工事業	令和6年5月24日付けで廃業した旨の届け	令和6年5月24日（全廃業）
宮崎県知事許可(般-3)第187号	(株)森工務店	森 茂徳	宮崎県宮崎市大字島之内7060	一般	土木工事業	令和6年5月2日付けで廃業した旨の届け	令和6年5月2日（一部廃業）
宮崎県知事許可(般-1)第9242号	福栄産業(株)	福島 修治	宮崎県西都市大字鹿野田 11365-2	一般	管工事業	令和6年5月15日付けで廃業した旨の届け	令和6年5月15日（一部廃業）
宮崎県知事許可(般-3)第13636号	(株)ムサン	山元 政幸	宮崎県宮崎市大塚町権現昔 768-8	一般	塗装工事業	令和6年5月22日付けで廃業した旨の届け	令和6年5月22日（一部廃業）

落札者等の公告

一般競争入札により落札者を決定したので、次のとおり公示する。

令和 6 年 6 月 27 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 落札に係る調達件名
給与・勤務管理システム構築委託
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
宮崎県警察本部警務部会計課 宮崎市旭 1 丁目 8 番 28 号
- 3 落札者を決定した日
令和 6 年 6 月 14 日
- 4 落札者の氏名及び住所
東芝デジタルエンジニアリング株式会社大分事業所
事業所長 長光 宏樹
大分県大分市東春日町17番19号
- 5 落札金額
42,625,000円 (消費税込)
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 一般競争入札の公告を行った日
令和 6 年 5 月 2 日

公安委員会公告

宮崎県公安委員会公告第10号

警備業法(昭和47年法律第 117号)第23条に規定する、警備員又は警備員になろうとする者を対象とする検定を、鹿児島県公安委員会と共同で、次のとおり実施する。

令和 6 年 6 月 27 日

宮崎県公安委員会委員長 江 藤 利 彦

- 1 検定の種別及び級の区分
 - (1) 施設警備業務 1 級
 - (2) 施設警備業務 2 級
 - (3) 空港保安警備業務 1 級
 - (4) 空港保安警備業務 2 級
- 2 検定の実施日時、実施場所及び受検定員
 - (1) 実施日時
 - ア 施設警備業務 1 級
 - (ア) 学科試験
令和 6 年 10 月 2 日 (水) 午前 9 時から午前 11 時まで
 - (イ) 実技試験
令和 6 年 10 月 24 日 (木) 午前 9 時から午後 5 時まで
 - イ 施設警備業務 2 級
 - (ア) 学科試験
令和 6 年 10 月 2 日 (水) 午前 9 時から午前 11 時まで
 - (イ) 実技試験
令和 6 年 10 月 23 日 (水) 午前 9 時から午後 5 時まで
 - ウ 空港保安警備業務 1 級
 - (ア) 学科試験
令和 6 年 10 月 2 日 (水) 午前 9 時から午前 11 時まで
 - (イ) 実技試験
令和 6 年 11 月 7 日 (木) 午前 9 時から午後 5 時まで
 - エ 空港保安警備業務 2 級

- (ア) 学科試験
令和 6 年 10 月 2 日 (水) 午前 9 時から午前 11 時まで
 - (イ) 実技試験
令和 6 年 11 月 6 日 (水) 午前 9 時から午後 5 時まで
- オ 検定当日の受付時間
午前 8 時 30 分から午前 9 時まで
- (2) 実施場所
学科試験及び実技試験
宮崎県建設技術センター (宮崎市清武町今泉丙 2559 番地 1)
 - (3) 受検定員
いずれの検定も 30 人 (鹿児島県公安委員会が受付ける受検者を含むものとし、申請の受付先着順とする。)
- 3 検定の受検資格
 - (1) 施設警備業務 1 級
宮崎県内に住所を有する者又は宮崎県内の営業所に属している警備員で、次のいずれかに該当する者
 - ア 施設警備業務 2 級の検定に係る合格証明書の交付を受けている者であって、当該合格証明書の交付を受けた後、施設警備業務に従事した期間が 1 年以上であるもの
 - イ 宮崎県公安委員会がアに掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める者
 - (2) 施設警備業務 2 級
宮崎県内に住所を有する者又は宮崎県内の営業所に属している警備員
 - (3) 空港保安警備業務 1 級
宮崎県内に住所を有する者又は宮崎県内の営業所に属している警備員で、次のいずれかに該当する者
 - ア 空港保安警備業務 2 級の検定に係る合格証明書の交付を受けている者であって、当該合格証明書の交付を受けた後、空港保安警備業務に従事した期間が 1 年以上であるもの
 - イ 宮崎県公安委員会がアに掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める者
 - (4) 空港保安警備業務 2 級
宮崎県内に住所を有する者又は宮崎県内の営業所に属している警備員
 - 4 検定の方法及び内容
 - (1) 本検定の学科試験は、実技試験の前に行い、学科試験に合格しなかった者に対しては、実技試験は行わない。
なお、実技試験においても、試験途中で合格点に達しないことが明らかとなった場合は、その者に対する試験を中断し、以降の実技試験は行わない。
 - (2) 施設警備業務 1 級及び 2 級
 - ア 学科試験
 - (ア) 警備業務に関する基本的な事項に関すること。
 - (イ) 法令に関すること。
 - (ウ) 警備業務対象施設における保安に関すること。
 - (エ) 施設警備業務の管理に関すること。(施設警備業務 1 級の受検者に限る。)
 - (オ) 警備業務対象施設の破壊等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
 - イ 実技試験
 - (ア) 警備業務対象施設における保安に関すること。
 - (イ) 施設警備業務の管理に関すること。(施設警備業務 1 級の受検者に限る。)

<p>(ウ) 警備業務対象施設の破壊等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。</p> <p>(3) 空港保安警備業務 1 級及び 2 級</p> <p>ア 学科試験</p> <p>(ア) 警備業務に関する基本的な事項に関すること。</p> <p>(イ) 法令に関すること。</p> <p>(ウ) 乗客等の接遇に関すること。</p> <p>(エ) 手荷物その他の航空機に持ち込まれる物件の検査（以下「手荷物等検査」という。）に関すること。</p> <p>(オ) 空港に関すること。</p> <p>(カ) 空港保安警備業務の管理に関すること。（空港保安警備業務 1 級の受検者に限る。）</p> <p>(キ) 航空の危険を生じさせるおそれのある物件及び不審者を発見した場合における応急の措置に関すること。</p> <p>イ 実技試験</p> <p>(ア) 乗客等の接遇に関すること。</p> <p>(イ) 手荷物等検査に関すること。</p> <p>(ウ) 空港保安警備業務の管理に関すること。（空港保安警備業務 1 級の受検者に限る。）</p> <p>(エ) 航空の危険を生じさせるおそれのある物件及び不審者を発見した場合における応急の措置に関すること。</p> <p>5 検定申請の手続</p> <p>(1) 受付期間及び時間帯</p> <p>ア 令和 6 年 7 月 8 日 (月) から同年 7 月 19 日 (金) まで (土曜日・日曜日及び祝日を除く。)</p> <p>イ 時間帯 午前 9 時から午後 4 時まで</p> <p>(2) 提出書類</p> <p>ア 施設警備業務 1 級</p> <p>(ア) 警備員等の検定等に関する規則（平成 17 年国家公安委員会規則第 20 号。以下「検定規則」という。）第 9 条の検定申請書（検定規則別記様式第 1 号。以下「検定申請書」という。） 1 通</p> <p>(イ) 受検者の住所地を疎明する書面（宮崎県内に住所を有する者に限る。）</p> <p>(ウ) 当該営業所に属していることを疎明する書面（宮崎県外に住所を有し、宮崎県内の営業所に属する警備員に限る。）</p> <p>(エ) 写真 2 枚（申請前 6 月以内に撮影した縦 3.0 センチメートル、横 2.4 センチメートルの大きさの正面、無帽、上三分身像、無背景で、裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの）</p> <p>(オ) 施設警備業務に係る 2 級検定合格証明書の写し及び施設警備業務に係る 2 級検定合格証明書の交付を受けた後、施設警備業務に従事した期間が 1 年以上であることを証する書面（前記 3 の(1)の アに該当する場合に限る。）</p> <p>(カ) 施設警備業務に係る 1 級検定受検資格認定書の写し（前記 3 の(1)の イに該当する場合に限る。）</p> <p>イ 施設警備業務 2 級 前記 5 の(2)の アの(ア)から(エ)の検定申請書、書面、写真 2 枚</p> <p>ウ 空港保安警備業務 1 級</p> <p>(ア) 検定申請書 1 通</p> <p>(イ) 受検者の住所地を疎明する書面（宮崎県内に住所を有する者に限る。）</p>	<p>(ウ) 当該営業所に属していることを疎明する書面（宮崎県外に住所を有し、宮崎県内の営業所に属する警備員に限る。）</p> <p>(エ) 写真 2 枚（申請前 6 月以内に撮影した縦 3.0 センチメートル、横 2.4 センチメートルの大きさの正面、無帽、上三分身像、無背景で、裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの）</p> <p>(オ) 空港保安警備業務 2 級の検定に係る合格証明書の写し及び空港保安警備業務に係る 2 級検定合格証明書の交付を受けた後、空港保安警備業務に従事した期間が 1 年以上であることを疎明する書面（前記 3 の(3)の アに該当する場合に限る。）</p> <p>(カ) 空港保安警備業務に係る 1 級検定受検資格認定書の写し（前記 3 の(3)の イに該当する場合に限る。）</p> <p>エ 空港保安警備業務 2 級 前記 5 の(2)の ウの(ア)から(エ)の検定申請書、書面、写真 2 枚</p> <p>オ 代理の者が提出する場合は、申請者の委任状</p> <p>(3) 検定申請書等提出先 受検者の住所地又はその属する営業所の所在地を管轄する警察署（郵送による提出は認めない。）</p> <p>6 検定手数料</p> <p>(1) 施設警備業務 1 級及び同 2 級ともに、検定申請書を提出する際、16,000 円相当額の宮崎県収入証紙により納付すること。</p> <p>(2) 空港保安警備業務 1 級及び同 2 級ともに、検定申請書を提出する際、16,000 円相当額の宮崎県収入証紙により納付すること。</p> <p>(3) 納付された手数料については、受検辞退その他いかなる場合にも返還しない。</p> <p>7 その他</p> <p>(1) 受検票は、当日検定会場で交付する。</p> <p>(2) 受検に際し、学科試験については筆記用具を持参すること。</p> <p>(3) 合格発表は、検定当日に検定の実施場所において行う。</p> <p>(4) この検定の実施に際して収集する個人情報、この検定に関する目的以外に使用しない。</p> <p>(5) 公告後、社会情勢の変化により、検定実施の見合せ等の措置を講ずる必要が生じた場合には、速やかに県警ホームページに掲載する。</p> <p>(6) 本件に関する問合せは、宮崎県警察本部生活安全部生活環境課警備係（代表電話 0985-31-0110）に行うこと。</p>
---	--